

発 行

千葉中央法律事務所
千葉市中央区中央4丁目10番12号
蚕糸会館6階
電話 043-225-4567㈹
FAX 043-225-1507
<http://www.cbclo.com>

千葉中央法律事務所

ニュース

(題字・童話作家 故斎藤隆介氏)

新年おめでとうございます。 2017年元旦



「日本国憲法70年」

今年は日本国憲法施行70年の節目の年。この間、一度たりとも「改正」されることなく、今日に至っています。そして、今やこの国の文化として社会や国民の間に定着しています。それは日本国憲法が世界史にのこる先駆的なものであり、その原則、こころをこの国の政治・社会に生かすことを、何よりも私たち国民が支持しねがってきたからに外なりません。

この節目の年の年頭にあたり、あらためて憲法の初心・原点をかみしめたいと思います。

「日本国民は（中略）政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」この憲法前文こそ戦後の出発にあたっての原点だからです。

ところが今、この国は、安倍政権のもとで、憲法を生かす道か、それとも「戦争をする国」に進むかの分岐点に立っています。多くの国民の反対を無視して強行された「安保関連法=戦争法」の発動として、自衛隊を南スーダンPKOに派遣しました。そして、昨年暮には国会の憲法審査会が再開され、政府与党は、あろうことか改憲発議の場にしようとしています。自民党改憲草案（2012年4月）は、歴史に逆行するもの。論外です。

憲法70年の今年は、引きつづき憲法をめぐって、国民との間の激しいせめぎあいが遺憾ながら続くことになるでしょう。

私たちの事務所は46年前の創立の時から常に憲法の目指す個人の尊厳、自由と人権そして平和と民主主義の理念が花開く新しい時代を信じ、それを目指してまいりました。事件活動を通じて皆さまの生活と人権を守ることは、憲法を暮らしの中に生かすことと位置づけてまいりました。憲法の理念と現実との乖離がいっそう進むなか、私たちは初心を忘れず、これからも努力していく決意です。

今年一年、皆さまのあたたかいご支援とご協力を心よりお願いし、新しい年のごあいさつといたします。

千葉中央法律事務所

弁護士 高 橋 勲	弁護士 高 橋 高 子	弁護士 白 井 幸 男	弁護士 守 川 幸 男
弁護士 藤 野 善 夫	弁護士 中 丸 素 明	弁護士 岩 橋 進 吾	弁護士 井 出 達 希
弁護士 加 藤 寛 之	弁護士 島 貫 美穂子	弁護士 田 村 陽 平	弁護士 藤 盛 夏 子
弁護士 土 居 太 郎			事 務 局 一 同